

新宿区選挙管理委員会告示第14号

地方自治体の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）による改正後の地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の6第2項の規定（令和8年4月1日施行）に基づき、新宿区選挙管理委員会サイバーセキュリティを確保するための方針を次のように定め、これを公表する。

令和8年3月25日

新宿区選挙管理委員会

既定の次の規定をもって、新宿区選挙管理委員会サイバーセキュリティを確保するための方針とする。

- 1 新宿区情報セキュリティ規則（平成15年8月22日新宿区規則第98号）
別紙1のとおり
- 2 新宿区情報セキュリティ対策基準（平成15年8月22日15新企情第294号）
別紙2のとおり

この方針は、令和8年4月1日から施行する。